

第91回都市計画審議会議事録

日時：令和4年10月11日（火）午後2時00分から午後3時30分

場所：長岡京市役所南棟3階 第1委員会室

出席委員：宮小路委員、福島委員、上村委員、中村委員、石垣委員、大谷委員、見上委員、西田委員、岡委員、三好委員、稲生委員、森田委員、落合委員、中川臨時委員

欠席委員：上林委員、船倉委員、三宅委員

出席幹事：澤田統括官、木村環境経済部長、八木建設交通部長、清水上下水道部長

欠席幹事：滝川総合政策部長、

事務局：廣都市計画課長、西小路係長、三原主査、小橋技師

その他部署：鈴木公園緑地課長

傍聴者：0名

1.開会

開会、審議会の成立、及び傍聴者の報告(以上事務局より)

2.議事

付議1 京都都市計画生産緑地地区の変更（長岡京市決定）案について
事務局から内容を説明後、審議に入る。

【質疑応答】

（委員）

錯誤というのは何をもって錯誤と言っているのか。

（事務局）

測量の結果による誤りや台帳上の記載ミスがあったものを錯誤としている。

（委員）

それらの錯誤に関して正確にデータを改めるという処理と理解してよいか

（事務局）。

よい。

（会長）

他にご意見、ご質問がなければ、原案を妥当として答申する事にご異議ございませんか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議ありませんので、原案を妥当として答申させていただきます。

付議2 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更(長岡京市決定)案について
事務局から内容を説明後、審議に入る。

【質疑応答】

(会長)

ご意見、ご質問がなければ、原案を妥当として答申する事にご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議ありませんので、原案を妥当として答申させていただきます。

3.意見聴取 特定生産緑地の指定について

事務局から内容を説明後、審議に入る。

【質疑応答】

(委員)

この特定生産緑地の制度自体が10年続けないと営農ができないという制度上の制限があつて、判断が難しいケースが多く農地の減少に繋がっているようにも思える。本日は環境部局の方もおられるので、このような現状をどのように政策として生かしていかれるかを伺いたい。

(担当部署)

特定生産緑地は市街化区域の中における農用地であるが、本市には農振農業地域というものがある。そちらについては、市街化調整区域の中で農業を専らしていただくという地域として指定している。

(会長)

ご意見、ご質問がなければ、支障なしということでご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、支障なしとして回答いたします。

4.その他報告 粟生畑ケ田の公園整備について

担当部署から内容を報告。

【質疑応答】

(委員)

子供たちが自由に遊べる公園が少なくなっているため、球技禁止にはしないでほしい。

(担当部署)

バットを使ったりする本格的な球技については遠慮してもらうように考えている。
できるだけ子供たちに喜んでいただけるような公園にしていきたい。

(事務局)

頂いたご意見については、担当部署で検討させていただく。

5.閉会